

～事業主様が受けられる助成金について～

平成20年12月1日より、雇用保険制度から支給される助成金が創設・拡充されました。一部をご紹介します。

!創設! **中小企業緊急雇用安定助成金**

事業活動縮小を余儀なくされた中小企業が、労働者の「休業」「教育訓練」「出向」をさせた場合に支給されます。

【支給額】

賃金の一部 など

!創設! **高齢者雇用開発特別奨励金**

65歳以上の離職者を一定の条件に沿って雇入れた場合に支給されます。

【支給額】

30万円～60万円 ※雇入れた方の所定労働時間と企業規模による

《拡充》 **特定求職者雇用開発助成金**

中小企業が就職困難者(障害者等)を一定の条件に沿って雇入れた場合に支給されます。従来より増額となりました。

【支給額】

60万円～160万円 ※雇入れた方の障害の程度による

定年引上げ等奨励金

定年の引き上げや廃止を行った場合に支給されます。

【支給額】

20万円～160万円 ※実施措置と企業規模による

キャリア形成促進助成金

従業員への教育訓練等を実施した場合に支給されます。

【支給額】

賃金や教育経費の1/2(大企業は1/3) など ※教育内容による

助成金を受けるためには、定められた要件をクリアし、正しく申請しなければなりません。また受給前後に、行政による検査等の対象になる場合があるなど、煩わしさが増す一面もありますが、ご活用次第ではメリットが得られます。

ご関心がおありの方は、西村経営労務事務所までご相談くださいませ。

西村経営労務事務所

〒271-0091

千葉県松戸市本町4-7 大清堂ビル4階

TEL: 047-368-3624

FAX: 047-361-8145

Mail: k-is@viola.ocn.ne.jp